ゴルフ場におけるその他の乗物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	13～14	カート道路にて、カートに当たってしまい転倒し、左足膝に痛みを感じた。	49	50～99
4	10～11	マーシャル業務で、15番ホールティーグラウンドより14番ホールグリーン方向へカートで逆走中、前方14番ホール定点に停車していたセルフプレーのお客様のカートが、無人の状態で発進し衝突しそうになった為、咄嗟に右足で前方のバンパーを蹴り停車させようとしたが、カート間に右足下腿が挟まり負傷した。	58	30～49
4	15～16	南コース3番ホールベントグリーン左バンカーレーキングが終了し、4番ホールへ行く為、バンカーからカート道へ出る時にハンドル操作を誤り、カート道左下へバンカーライダーに乗った状態で落下し、バンカーライダーから放り出されて左頭と肘を打った。	62	10～29
5	9～10	お客様の忘れ物の帽子を2番ホールまで届けようと、カートを運転し向かったところ、アウトコース管理道路入口付近のカーブを曲がりきれずに崖から2m程下に転落し、横転し、左腰部分を強打し負傷した。	18	100～299
6	11～12	ゴルフ場駐車場で、作業機械を止めたところ、ギヤがニュートラルになっていて、坂道を走り出したので、お客様の車に当たらないよう手で止めようとしたところ、左足を損傷した。	57	50～99
7	16˜17	当スタッフが2名乗りの電動カートで15番ホール売店清掃へ行く途中に16番ホール管理道（ゴルフ場スタッフが作業時に使用する道路）の見通しの悪いカーブしている箇所で逆方面から来たカートに正面衝突しカートのハンドルで左脇腹付近を強打	66	50～

		した。 事故原因は見通しの悪い箇所だったがカートを減速せずに運転していたことが原因である。		99
9	16～17	キャディ業務終了後に行っていた新人研修の帰り、乗用カートでクラブハウスに戻っているとき、カートの後部座席に座っていた、カートが練習グリーン横のカーブを曲がる際に、遠心力で自分の体を支えきれずカートから転落し、地面を数回転がったとき、右足親指を強打し骨折した。	26	30～49
10	16～17	カート洗いをしている際に、洗浄機のホースが他スタッフの運転するカートのバンパーに引っ掛かり、持っていたホースに引きずられ転倒した。	64	50～99
10	12～13	当社ゴールドコース4番ホールにおいて、自動運転のカートをリモコンで動かしながらお客様のボールを確認作業中、確認に気を取られ左足をカートの前輪に踏まれ負傷したもの。	63	50～99
11	14～15	当社作業場内において、納品を終えた商品（ビール粕飼料）運搬用トラック（10t車）を所定位置に駐車後、運転席から降りようとした際、バランスを崩し転倒した。 その際、地面に右肩を強打し、負傷したものである。	62	50～99
11	17～18	食器洗浄係の被災者は夕方に仕事を終え自転車で帰る途中、場内道路の下り坂でスピードを出して走行していたためバランスを崩して転倒し、道路左側溝に落ちてしまった。 右顔面と右腕に擦過傷を認め救急車を手配し、病院で治療を受けて、一泊して次の日に帰宅した。	70	100～299
12	14˜15	プレーを終えて帰って来たカートの後方で、クラブ確認作業を行っていたところ、後続のプレーヤーのカートが戻って来た際、追突防止センサーが働かずに追突したため、肩を挟まれた。 通常、カートの電源を入れておくことで追突防止センサーを作動させているが、今回は電源を切っていたため、センサーが働かなかった。	66	30～49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html